

平成二十九年十二月一日受領
答 弁 第 五 五 号

内閣衆質一九五第五号

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員岡本充功君提出働き方改革実行計画の概要に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡本充功君提出働き方改革実行計画の概要に関する質問に対する答弁書

一並びに二の1、二の2及び二の3の前段について

いわゆる時間外労働の上限規制等については、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等の改正等によることとされており、そのための関係法律の改正については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の3の後段について

脳・心臓疾患による死亡を労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による業務上の災害として認定するか否かについては、労働基準監督署長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達）に従って個別の事例に応じて判断するため、一概にお答えすることは困難である。